

(様式第4号)

上田市障害者施策審議会 会議概要

1 審議会名	上田市障害者施策審議会
2 日 時	平成28年1月19日 午後1時30分から3時30分まで
3 会 場	上田市役所南庁舎 5階 第3～5会議室
4 出席者	伊藤委員、遠藤委員、甲田委員、小林(彰)委員、小林(法)委員、小林(睦)委員、佐藤委員、柴崎委員、田口委員、土屋委員、武井委員、中村(隆)委員、中村(広)委員、宮沢委員
5 市側出席者	桜田福祉部長、樋口障がい者支援課長、高野丸子市民サービス課長、大塚真田市民サービス課長、小坂課長補佐兼障がい者支援担当係長、小山障がい者支援担当係長、横関障がい者支援担当主事
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	平成28年1月19日

協 議 事 項 等

- 1 開 会
 - 2 部長あいさつ
 - 3 会長あいさつ
 - 4 協議事項
- (1) 上田市障がいのある方への職員対応要領の作成について
- 障がいのある方への職員対応要領【窓口等対応マニュアル】・・・〔事前資料 1〕事務局より説明を行った。
- (委員) 6ページの「・携帯電話の影響が懸念される方もいる」の内容について、ペースメーカーの誤作動する恐れがあると不安に思う方もいるので、記載は削除しないほうがよい。総務省からは『各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針』が出ている。
- (委員) 括弧書きが入ったことで分かりやすくなった。
- (委員) 16ページに市施設で管理する車いす等の点検について記載があるが、緊急時に必要とされる消火器やAEDの管理はどうか。
- (事務局) 24ページの【対応事項】の中で消火器やAEDの点検についても記載する。
- (委員) 23ページ「<一人に対応することが難しい方の場合>」内の5番目の*の内容について、相談先として精神科以外にどこを紹介するのか。
- (委員) 上小圏域障害者総合支援センターなどが。
- (委員) 来庁者が自分のことを何らかの障がいの可能性があるとして認識していない段階で支援センターを紹介すると来庁者の感情を損ねる場合も考えられるが、相談先としては選択肢の一つである。
- (事務局) 記載については検討する。
- (委員) 5番目の*について、「<一人に対応することが難しい方の場合>」内に記載するのではなく、22ページから続く「(4)その他」全体に係るように4番目の*と行間を空けて記載したらどうか。
- (委員) 2番目の*と3番目の*においては、職員間で統一した対応をすることについて触れているため、この2つの*については整理、集約を図ったほうがよい。

- (事務局)「<一人で対応することが難しい方の場合>」の内容の整理については事務局で再検討する。
- (委員)7ページ「サポートするときのポイント」内の「いすを用意し座らせる」という命令口調は訂正したほうがよい。
- (事務局)修正する。
- (委員)26ページ「理解促進のための研修・啓発」は職員が積極的に障がいの理解を深めていくということが分かるように主語をはっきりさせたほうがよい。
- (事務局)検討し、修正する。
- (委員)内部障がいは見えない部分をどう掴んでいくかが難しいところである。障がいを感じてほしい人もいれば、隠したい人もいる。
- (委員)障がいを感じてほしい、隠したいなど対応には臨機応変さが必要。
- (委員)マニュアルとして目に見える形にすることで具体的な対応につながる。
- (委員)いざ「助けてほしい」と言われたときに対応に当たるための良い基準ができた。
- (委員)こうして素晴らしいマニュアルができあがったのだから、今後は随時改訂も必要になる。
- (委員)絵に描いた餅にならないように。
- (委員)高齢者等、障がい者以外への対応へも発展できるのではないか。
- (委員)完成したマニュアルを配布するだけでなく、市役所内での勉強会も行っていくようお願いしたい。
- (委員)それぞれの自治会などでも障がいのある方への対応マニュアルを作成できたらよい。
- (委員)各課に一人障がいのある方の対応に特化した職員がいれば市民も相談しやすくなるのではないか。
- (委員)障がい者に優しい社会が健常者にも優しい社会である。
- (2) 第4期上田市障がい福祉計画の進捗状況について
第4期障がい福祉計画進捗状況報告<成果目標>
地域生活支援拠点等の整備について . . .〔事前資料 2〕
事務局より説明を行った。
- (委員)地域移行について、グループホームとして使ってくれと一戸建ての提供のお話をいただくことが時々あるが、スプリンクラーの設置など防災面の改修に大きく費用を要するため、なかなかグループホームの立ち上げに至らない。立ち上げに際して補助金がもらえれば、グループホームの数は増えていくかもしれない。
地域移行後の住居として、民間のアパートは保証人がいなくても入居可能な所が増えてきている。
- (委員)ハローワークでも、福祉事業所で働く障がい者と企業をマッチングする個別の面接会を今年から行っている。
- (委員)実際に障がい者を雇用しているが、身体障がいや知的障がいなど特性がそれぞれ異なるので対応が難しい面もある。
- (委員)第4期障がい福祉計画進捗状況報告の「3.(1)福祉施設から一般就労への移行者数」について、障がい別の人数内訳はあるか。
- (事務局)次回の審議会において、平成27年度の実績の中で報告させていただく。
- (委員)地域生活支援拠点について、緊急の定義とは何か。
- (事務局)現在プロジェクトチームで定義を検討中である。

(委員) 対象は独居の方や障がい者のみの世帯の方等を想定しており、具体的には強度の行動障がい
で家族だけでは介護が難しい場面や、水道が止まらなくなってしまったが障がい者単
独では対応が難しい場面などを緊急と定義したい。

(委員) 高齢者への支援が参考になるかもしれない。

(委員) 精神障がいの方が合併症を併発した場合、病院で受け入れが困難になることがあり課題で
ある。

(委員) 発達障がいの方も同様に合併症を併発したところ、それまで通院していた病院で匙を投げ
られたケースもある。

(3) その他

特になし

5 事務連絡

最終的な確認については、会長に一任とさせていただきます。

本年度の審議会は、終了となるが、任期が本年の7月29日までであるので、新年度にもう一度、開
催し、印刷した職員対応要領を配布するとともに、第4期の障がい福祉計画の平成27年度の実績報
告をさせていただきます。

6 閉会